

東近江

少年センターだより

vol

249

2022.3

東近江市五個荘竜田町 2-3 TEL・FAX 050-8034-6519
〔愛荘分室〕愛荘町役場秦荘庁舎1階 TEL・FAX 0749-37-2837

～ ころが少しだけ軽くなれる場所を目指して ～

東近江少年センター 臨床心理士 岡田 真帆

皆さんは、「困ったことがあったら、何でも相談してください。」と言われると、どんなことを思いますか？相談と考えると、ちょっと心配なことがあっても、他人に相談するほどの悩みではないという判断をしていますが？

近年、学校にはスクールカウンセラー（SC）、職場には産業カウンセラー等、様々な場所でカウンセラーに出会える機会が増えています。更には、心療内科の数が増えたことで通院のハードルも下がり、精神的な不調、心の悩み、性別の悩み、発達障害等、いろいろな問題についても、少しだけ話しやすい環境になったのではと思います。

私の仕事も、皆さんの心のモヤモヤと一緒に悩み、寄り添い、少しでも生きやすくなれるようにお手伝いをすることです。悩みの答えを持っているのは自分自身ですが、悩みで心がいっぱいになっている時には、真っさらな気持ちで向き合えず、自分の考えが受け入れられないことがあります。そして、そういう悩みは、なぜか家族や友だちには打ち明けにくいことが多く、ひとりで苦しむことに疲れてしまう場合もあります。

最初は、なんとなくの小さな悩みに気づかないフリをするのですが、いつの間にかその悩みがどんどんと風船のように大きく膨れ上がり、いつ破裂するのか怖くなります。そうすると、考えすぎて眠れなくなり、心が疲れることで食欲や気力がなくなり、起き上がる元気すらなくなってしまいうこともあります。

具体的には、自分も友だちと仲良くなりたい。自分の気持ちを伝えたい。頭の中にモヤがかかったみたいでぼんやりして、何もできない。漢字が記号に見える、数字が理解できない、文章が読めない。自分の性別や気持ちが分からない。家の中が落ち着かない、イライラする。嫌なことを断れずに困っている等の悩みを抱えて、日々を何とか過ごしているのではないかと思います。

心当たりのあるあなた、子どものことで悩んでいる保護者の方、日々子どもに関わっている先生方やご近所さん等、話してみたいと思った際には、ほんの少し勇気を出して連絡をいただければと思います。

一緒に悩み考え、少しでも良い方向へと進めるお手伝いができればと思いながら、いつでもお待ちしております。



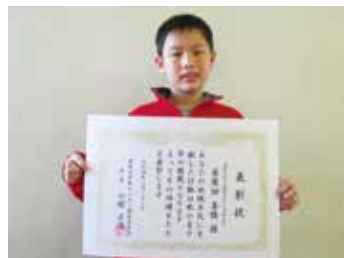
東近江少年センター 善行少年表彰

東近江少年センターでは、功績顕著であり、その行為が他の模範と認められる個人・団体を表彰しています。今年度も「善行少年表彰規程」に定める選考委員会での審査により、次の方々を表彰しました。

東近江市立 能登川北小学校 5年 居原田 喜 慎さん

【善行概要】

下校途中に通学路に落ちていたペットボトルをリサイクルしようと家まで持ち帰った。その様子を見て、周囲の友だちも自分の持っていたビニール袋にたくさんのゴミを拾い集めて家に持ち帰ったり、登校時に見つけたゴミを学校まで持って来たりするようになり、児童の地域美化の意識が広まった。



東近江市立 朝桜中学校 1年 臼 井 ひなたさん

1年 坂 口 夏 姫さん

1年 藤 村 心 絆さん

【善行概要】

登校途中に、中学校西門付近のゴミステーション前に大量のゴミが散乱しているのを見つけ、朝の慌ただしい時間にも関わらず、友だち3人ときれいに後片付けを行った。(左から藤村さん、坂口さん、臼井さん)



少年補導員さんのお仕事

Q & A

Q 補導員にはどういう方がなっておられますか。

A 各地区から推薦され、東近江警察署長と東近江少年センター運営委員会長から委嘱を受けた方で、子どもたちを非行や犯罪から守るために活動されています。任期は2年間です。東近江市と愛荘町は今年の4月に改選の予定です。



Q 各地区で、どのような活動をされていますか。

A 各地区の実情に応じて必要な活動を行っています。

- ①登下校時の声かけや挨拶、下校時や夜間にかけてのパトロール
- ②学校や園に出向いての「誘拐防止教室」「万引き防止教室」「薬物乱用防止教室」等の開催
- ③幼児、児童、生徒に関わる各種強調月間における活動の実施
- ④イベント等でのパトロール
- ⑤少年補導員としての見識や力量を高め、相互の連携を図るための研修会の開催等



令和3年中の東近江警察署管内の少年非行の現状

令和3年中の少年の検挙・補導状況

		令和3年	令和2年	前年比
刑法犯少年	犯罪少年	21	18	3
	うち女子	3	5	-2
	触法少年	9	12	-3
	うち女子	0	1	-1
	小計	30	30	±0
	うち女子	3	6	-3
特別法犯少年		3	10	-7
	うち女子	2	1	1
不良行為少年		298	181	117
	うち女子	57	28	29
合計		331	221	110
	うち女子	62	35	27

☆☆☆用語の説明☆☆☆

○刑法犯少年

刑法の罪を犯した少年(交通事故による業務上過失を除く)

○特別法犯少年

特別法令に違反する行為をした少年(交通関係法令違反を除く)

○犯罪少年

14歳以上20歳未満で罪を犯した少年

○触法少年

14歳未満の少年で刑罰法令に触れる行為をした少年

○不良行為少年

不良行為(罰則の適用はないが、喫煙等少年の健全育成上やめさせるべき行為)をしている者で、そのまま放置すると非行に進む危険性のある少年

刑法犯少年検挙補導状況

- ★ 刑法犯で検挙・補導された少年は30人で、前年同期と同数となりました。
- ★ 学職別では、小学生1人、中学生17人、高校生7人、有職少年2人、無職少年3人が検挙や補導をされています。
- ★ 罪種別では、多い順に住居侵入が8人、暴行・傷害が6人、自転車盗が5人となっています。

不良行為少年補導状況

- ★ 不良行為で補導された少年は298人で、前年同期と比べ117人増加しました。
- ★ 行為別では、多い順に深夜徘徊157人、喫煙87人、粗暴行為13人、飲酒12人、怠学11人、家出7人、無断外泊とその他がそれぞれ4人、暴走行為が3人でした。
- ★ 学職別では、多い順に中学生100人、高校生69人、有職少年55人、無職少年54人、小学生17人、その他学生3人でした。

子どもと女性に対する前兆事案等の発生状況

- ★ 令和3年中の強制わいせつや盗撮等の性に関する対象事件については、東近江市内では15件、愛荘町内では1件の発生がありました。子どもと女性に対する声かけ、つきまとい、容姿撮影等の前兆事案については、東近江市内では50件、愛荘町内では14件発生しています。前兆事案は、学校や学童保育、塾等からの帰宅途中に多く発生していることから、帰宅する時には、なるべく一人にならず、人通りの多い道を通るようにしましょう。また、周囲の大人は、子どもの下校時間にあわせて散歩や買い物をするなど、行き交う子ども等の安全に気を配り、地域で見守る目を増やしていきましょう。

「お酒」と「たばこ」は20歳から

- ★ 民法の一部改正法が成立し、令和4年4月1日から成年年齢が「20歳」から「18歳」に引き下げられます。しかし、お酒(飲酒)とたばこ(喫煙)を禁止する年齢については、健康等への配慮から、これまでどおり「20歳未満」です。そのため、18歳で成人となった場合でも、飲酒・喫煙は禁止されていますので、間違えないように注意しましょう。

「春のあんしんネット・新学期一斉行動」 (2月～5月)展開中

国では、青少年がインターネットの利用に起因する犯罪やトラブルに巻き込まれることを防止し、青少年が初めて自分のスマートフォン等を手にする時期でもある春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、インターネット接続機器やサービスを提供する関係事業者と保護者、学校等の関係者が連携、協力し、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動等の取組を集中的に展開しているところです。

(参加府省庁：内閣府・警察庁・消費者庁・デジタル庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)

1. ペアレントコントロール（保護者による管理）による対応の推進

インターネット利用が拡大するにつれ、SNS等に起因する青少年の犯罪被害、誹謗中傷や自撮り画像配信等の情報「発信」を契機とするトラブル、利用者の低年齢化や長時間利用に伴う問題、高額な課金トラブル等が生じています。

保護者には、ペアレンタルコントロール（青少年の置かれている環境や青少年のライフサークルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること）が求められます。インターネットの利用環境は、急速に変化することから、それに合わせて保護者の意識向上がより重要になってきています。

2. 効果的なフィルタリング等の利用

保護者には、青少年の発達段階に応じて容易化されたフィルタリング設定やカスタマイズ機能の整備が進んでいることを踏まえ、積極的にフィルタリングを活用することが求められます。親子でスマートフォンを共用している場合は、保護者のスマートフォンにおけるフィルタリングの利用を検討していただきたいです。

また利用時間の制限・調整、課金管理等が可能となる時間管理機能、課金制限機能等のペアレンタルコントロール機能を積極的に活用することが求められます。

3. 話し合いによる家庭内ルールづくりの推進

スマートフォン等の不適切な利用について家庭内で話し合い、正しい生活習慣づくり、インターネットを正しく利用するための家庭内ルールを作ることが求められます。ルールづくりにおいては、インターネットの学習利用等が増えていることを踏まえつつ、青少年の発達段階、インターネットに関する知識、コミュニケーション能力等に応じたものとなるように留意し、成長・能力向上に伴い定期的に見直すことが必要です。

4. インターネットを適切に活用する能力の向上促進

SNSに起因するトラブル等への対応が課題となっている状況を踏まえ、各学校、地域団体等と連携し、卒業式、終業式、始業式、入学式、保護者会等の場を活用し、また、期間中にオンラインを含む説明会の機会を設けることにより、スマートフォン等の安全・安心な利用に関し、青少年や保護者の意識及び知識を高めるための取組を重点的に行っています。

相談日のお知らせ

～ひとりで悩まないで… まずは、連絡を！～

◆相談日時：月曜日～金曜日 10:00～16:00

◆連絡先：東近江少年センター 東近江市五個荘竜田町2-3
TEL・FAX 050-8034-6519

愛荘分室

Eメール asukuru-higasiomi@e-omi.ne.jp
愛荘町安孫子825番地(愛荘町役場 秦荘庁舎1階相談室)
TEL・FAX 0749-37-2837

◆臨床心理士の相談日時…月曜日・金曜日(東近江少年センター) 10:00～15:00
第3月曜日(愛荘町役場秦荘庁舎) 10:00～15:00

